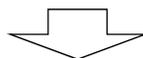


湯沢市下水道事業経営戦略

1. 経営戦略策定の趣旨

- (1) 人口減少、高齢化、生活様式の多様化、省資源化等に伴う料金収入の減少、経済成長の鈍化などにより先行きの不透明感から下水道等への接続数の鈍化など下水道経営を取り巻く環境は、非常に厳しい状況となっています。
(下水道等：公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設及び市設置合併処理浄化槽を言います)
- (2) 平成20年度策定の生活排水処理整備構想（以下「20年構想」という。）の経営指標と実績値の乖離が大きくなったことから、昨年度に20年構想を見直しました。
- (3) 平成26年8月に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための「経営戦略」を策定するよう総務省から通知がありました。



下水道は、市民の衛生的で快適な生活環境の確保及び公共水域の水質保全のために必要な施設です。将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期計画として「経営戦略」を策定しました。

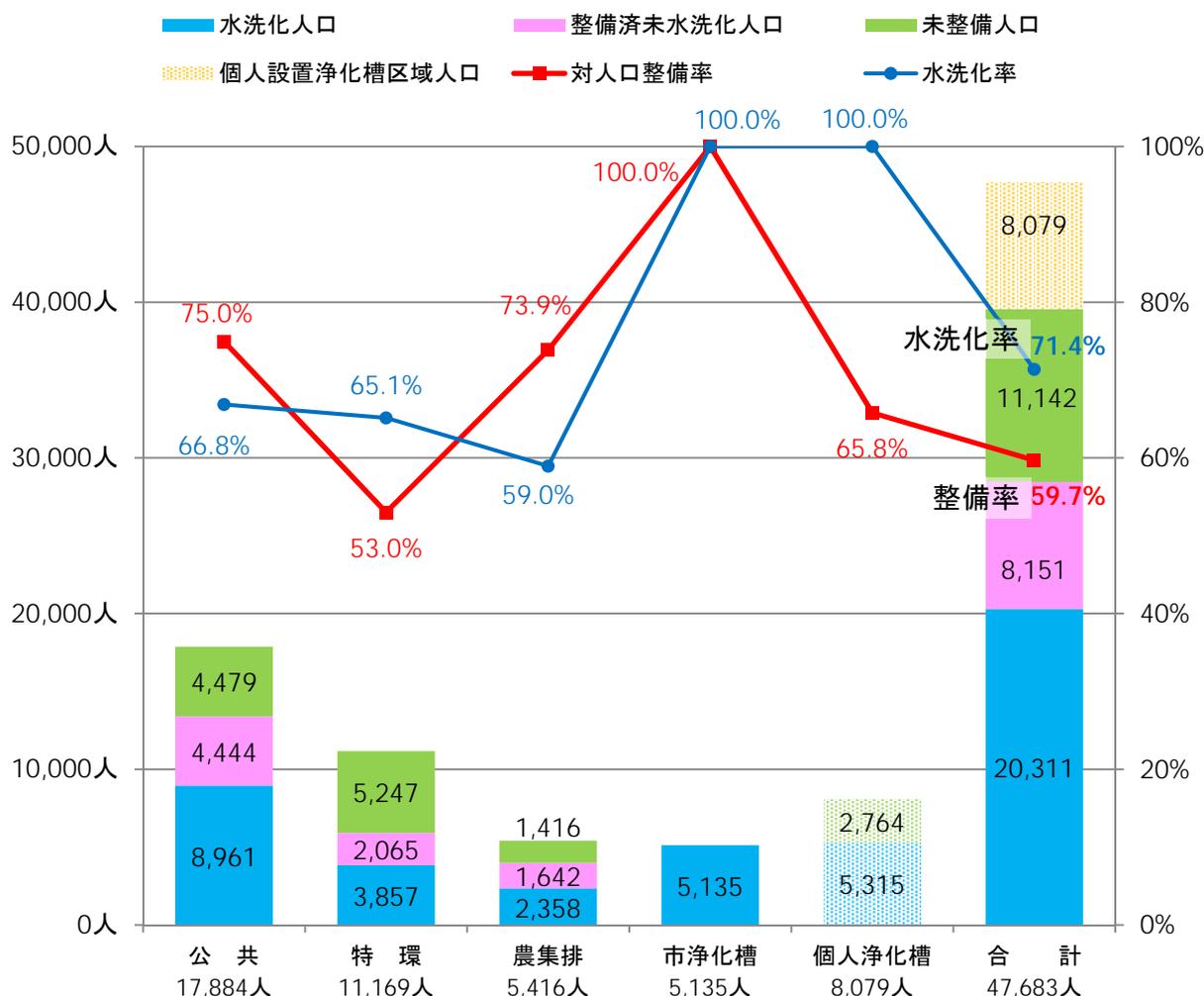
2. 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間

3. 下水道の現況

- (1) 下水道等のうち集合処理区域は、雄物川と皆瀬川沿いの狭い平地部に9箇所が散在しそれぞれが単独処理となっています。また、個別処理区域では、稲川地区及び皆瀬地区において市設置合併処理浄化槽約1500基を下水道事業として管理しています。
- (2) 下水道等の供用開始が、農集排施設が平成6年度、公共下水道が平成8年度と経過年数が浅いこと、及び、20年構想における特環公共下水道及び農集排施設の計画区域に未着手区域があることなどから、県内他市町村に比して低位の整備率で、人口減少や高齢化世帯の増加により水洗化率も低くなっています。
- (3) 合併前の市町村ごとに下水道等の整備方法などが異なっていたことから、地域間の整備率及び水洗化率の格差が大きくなっています。

図1 事業別 整備・水洗化の現況



〈図の解説〉

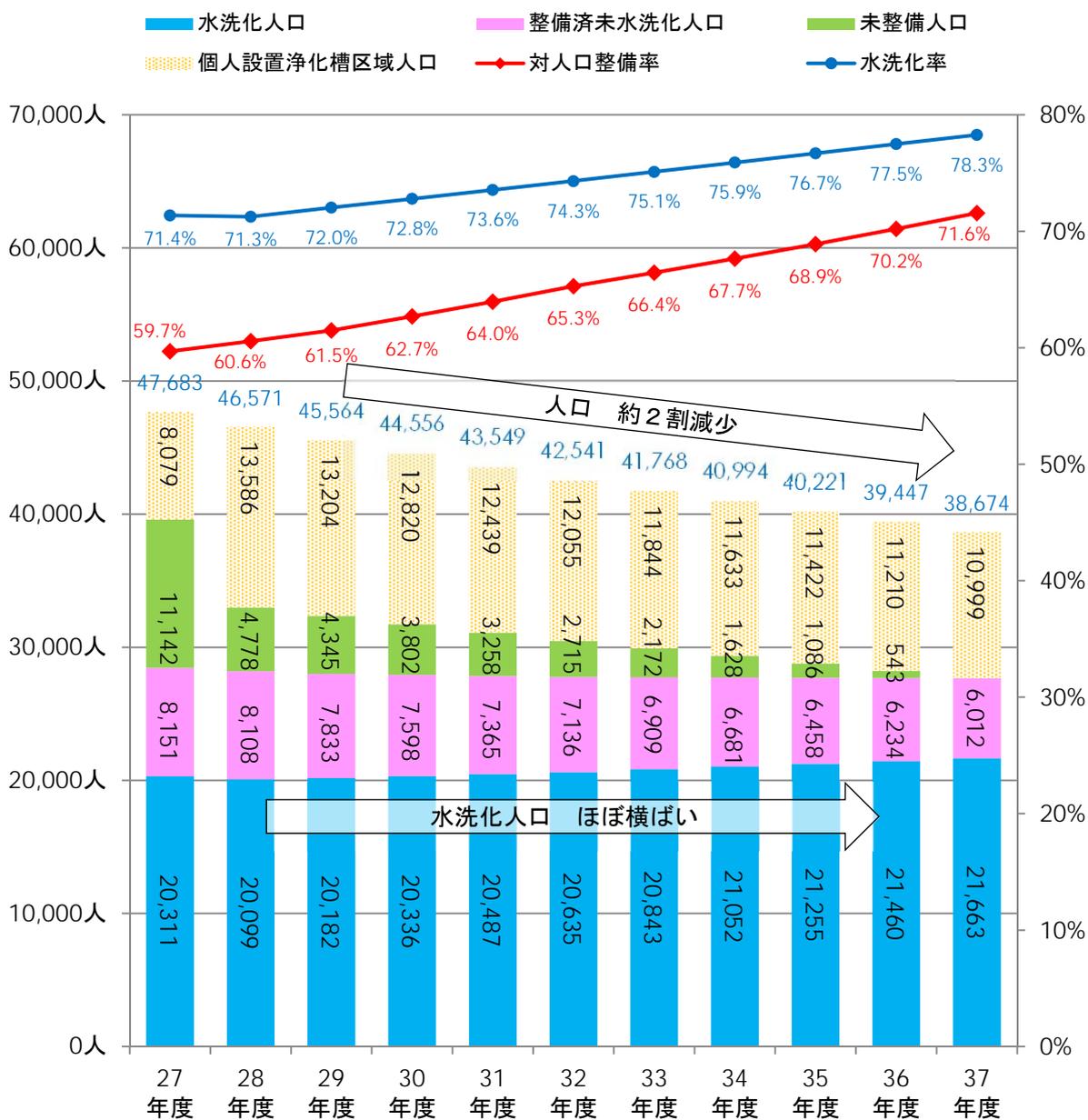
- ・ 個人設置浄化槽区域内の水洗化人口は、合計の水洗化人口(青色)20,311人に含めず、個人設置浄化槽区域人口としています。

4. 経営の基本方針

- (1) 未着手区域においては20年構想を見直し、将来の人口減少及び運営管理費を考慮し経済性を再評価しました。
- (2) 個別処理が有利となった区域については、集合処理区域から個別処理区域に変更します。
- (3) 集合処理が有利となった区域については、平成37年度までに面整備を完了し、整備率100%を目指します。
- (4) 整備が完了している農業集落排水施設は、区域が接近していることから処理場設備の更新時において区域の統合を進めます。

◆目標とする指標

図2 整備率・水洗化率の目標値



〈図の解説〉

- ① 市下水道等の経営戦略であることから、個人設置浄化槽区域の水洗化数を算入していません。
- ② 25年社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基にH37年度の人口(青数字)を38,674人と推計しています。
- ③ 27年度構想において特環公共下水道雄勝処理区、農集排施設湯沢南部処理区及び特環公共下水道湯沢処理区の一部を個別処理区に変更したことから、28年度に未整備人口(緑色)が減少し、個別処理区人口(肌色)が増加します。
- ④ 37年度までに面整備完了を目指すことから、未整備人口(緑色)は徐々に減少し37年度には0人としています。

5. 投資計画・財政計画

- (1) 公共下水道及び特環公共下水道の湯沢処理区の管渠整備を継続し、平成37年度までに整備完了を目指します。
- (2) 「湯沢浄化センター」の施設更新は、長寿命化計画に基づき平成29年度までに機械設備等の更新を行うと共に、耐用年数到来に併せ施設更新を計画します。
- (3) 特環公共下水道の湯沢処理区以外の4処理区は、耐用年数到来に併せて浄化センター施設の更新を計画します。
- (4) 農集排施設は、山田中央処理区の機能強化事業を継続し、平成30年度まで「山田中央処理区」を「山田東部処理区」に接続します。また、耐用年数到来に併せて処理区の統合及び公共下水道へ接続を目指します。
- (5) 集合処理として計画していた特環公共下水道「雄勝処理区」及び農集排施設「湯沢南部処理区」は、建設事業費及び運営管理費を勘案して経済性を比較した結果、個別処理が有利と判断されたことから個別処理区に変更し、補助金の交付により個人設置型合併処理浄化槽の整備を促進します。
- (6) 市設置合併処理浄化槽は、耐用年数到来に併せて平成41年度以後に更新を計画します。

図3 投資計画

処理区		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
公共・特環	湯沢	長寿命化		浄化センター							
		管渠整備（公共-愛宕、前森、岩崎分区、特環-倉内分区）									
	小安									処理場更新	
農集排	山田中央	山田東部に接続									
	深堀					山田東部に接続					
	山田東部									公共に接続	
建設改良費（百万円）		398	389	412	394	395	397	395	414	441	439

《参考》計画期間後の投資予定

処理区		H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47
公共・特環	湯沢	処理場更新								処理場更新	
	稲川	処理場更新			処理場更新						
	院内		処理場更新			処理場更新					
	皆瀬			処理場更新							
	小安	処理場更新									
農集排	深堀										
	山田東部	下水道に接続									
	松岡							下水道に接続			
浄化槽	稲川							浄化槽更新			
	皆瀬			浄化槽更新							

◆投資・財政計画

図4 投資等計画（単位：百万円）

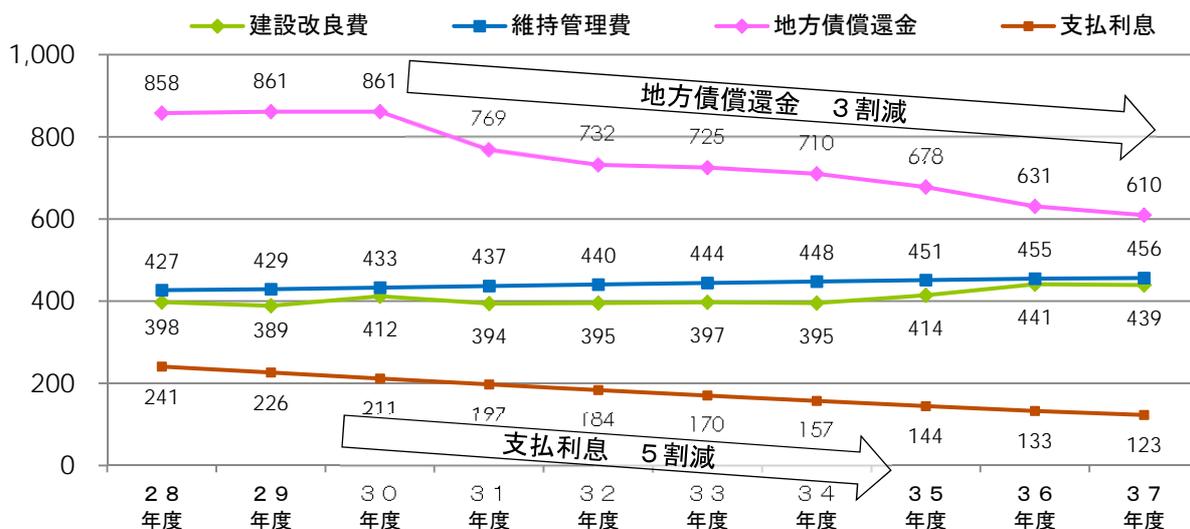


図5 財源計画（単位：百万円）

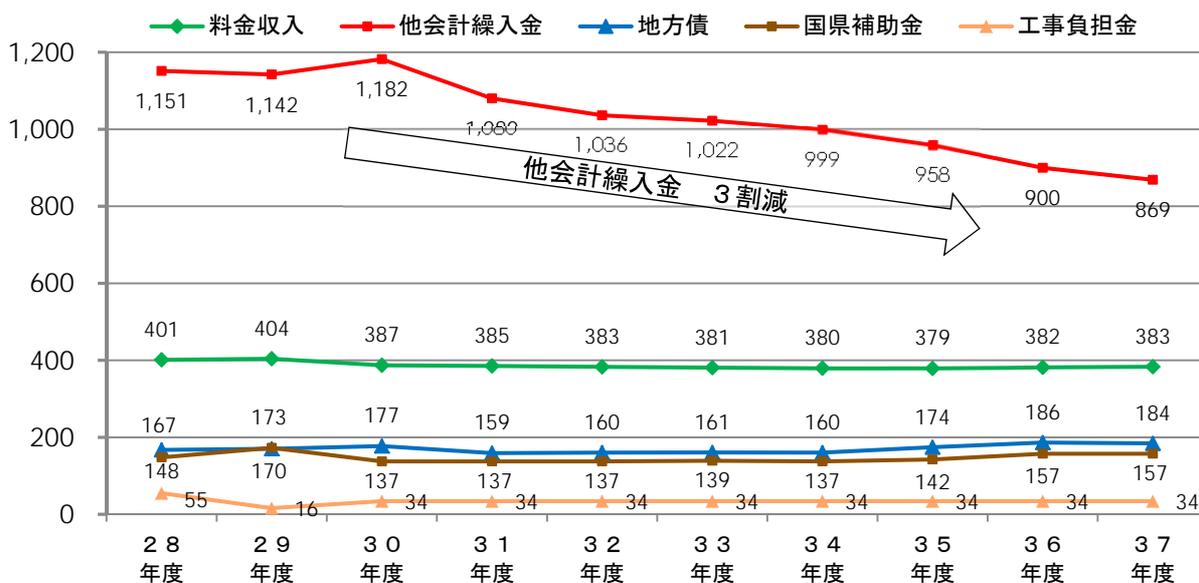
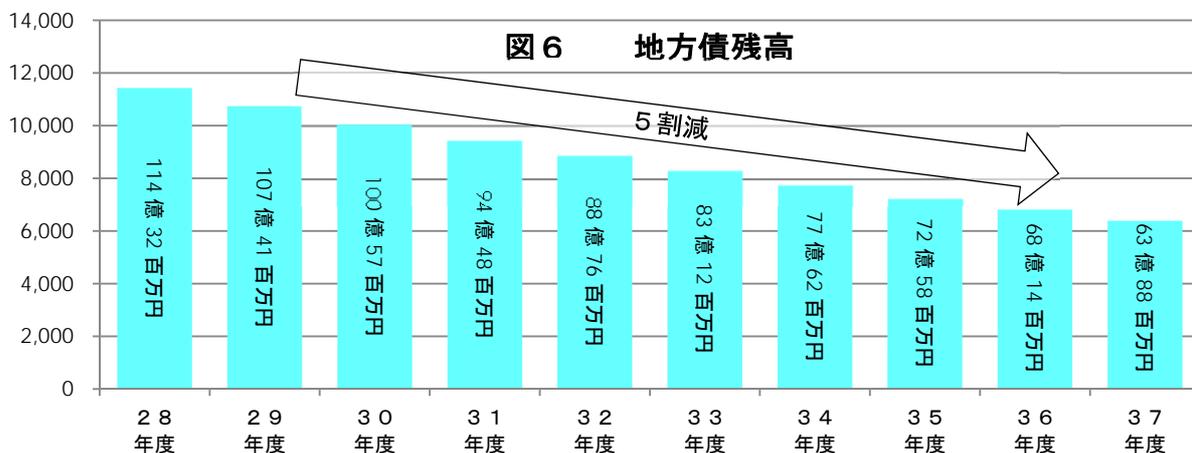


図6 地方債残高



6. 効率化・経営健全化の取組

- (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項
 - ・ サービスの向上及び人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスの供給ができるよう定員適正化に努めます。
- (2) 広域化に関する事項
 - ・ 汚泥の処分については、公共下水道及び特環公共下水道の5処理場のうち3処理場の汚泥を県外最終処分場に運搬し処分しているため、今後の処分方法について秋田県及び近隣市町村と連携し、効率的な処分について検討を進めます。
- (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項
 - ・ 公共下水道浄化センター等の維持管理業務を、従来の「仕様発注方式」から施設の運転方法の詳細等について事業者の自由裁量に任せられることができる「性能発注方式」とし、運転管理業務に加え運転等に必要な消耗品、薬剤、資材及び電力等の調達、機器の保守管理及び維持修繕も併せて委託する「包括的民間委託」に移行しました。今後、農集排施設及び市設置浄化槽の移行の検討を進めます。
- (4) 下水道使用料に関する事項
 - ・ 平成22年度に集合処理の使用料と合併処理浄化槽の使用料をそれぞれ統一するため条例を改正し、平成30年度まで段階的に引き上げを行っています。また、収納率は高水準であるものの、水道未加入者に係る滞納額が高額となっていることから、滞納対策を強化し収納率の向上に努めます。
- (5) 普及活動に関する事項
 - ・ 未水洗化事業所等の下水道等への加入は大口需要家となり、使用料収入の増加に大きな効果が見込めることから、この普及啓発活動に努めます。
 - ・ 良好な水環境の改善や施設の有効利用、収入増加を目的として、未水洗化家屋に対して戸別訪問し、水洗化等融資あっせん制度の説明及び水洗化普及啓発活動を行い、水洗化率の向上を目指します。
- (6) 資金管理・調達に関する事項
 - ・ 管渠埋設事業、長寿命化事業、機能強化事業及び施設更新事業等の投資にあたっては、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金を活用し、市負担分には市債を充当し事業を進めます。市債の発行に当たっては、毎年度の元金償還を超えない範囲内で、市債発行を抑制することにより、市債残高の低減を目指します。
- (7) 情報公開に関する事項
 - ・ 安心して汚水処理施設を利用していただくため、市広報及びホームページを活用し、的確な情報提供を行い下水道経営に対する市民の理解を得るよう努めます。
 - ・ 提供する情報は、本経営戦略及び生活排水処理整備構想に基づく重点施策の内容及び目標とする指標や進捗状況とし、よりわかりやすく掲載します。
- (8) 事業の評価検証に関する事項
 - ・ 今後は、人口減少や建設から維持管理への移行など、さまざまな事業展開が予想され、大きな方向転換を迎える時期となっています。また、財政事情も厳しく、限られた予算を効率的に配分し、執行していくためには、計画や組織などを綿密に整備・実施していく必要があります。そのため、行ったことを分析し、次への反映を確実に行うことが求められており、PDCAサイクルを活用し事業を推進します。
- (9) 地方公営企業法適用に関する事項
 - ・ 平成27年1月の「公営企業会計の適用」についての総務大臣からの要請を受け、地方公営企業法の適用について検討を行い、事業の経営状況の把握、経営の健全化及び市民への明確な説明責任の実行を目的に、平成32年4月の適用を目指し、移行作業に着手しています。